岩手労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岩手県各種商品小売業最低賃金（平成20年岩手労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 28 日

岩手労働局長　弓　　信幸

第４号中「１時間720円」を「１時間729円」に改める。

**附　則**

この決定は、平成26年２月１日から効力を生ずる。

岩手労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岩手県自動車小売業最低賃金（平成20年岩手労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 28 日

岩手労働局長　弓　　信幸

第４号中「１時間739円」を「１時間751円」に改める。

秋田労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金（平成20年秋田労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 28 日

秋田労働局長　小林　泰樹

第４号中「１時間715円」を「１時間725円」に改める。

栃木労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 28 日

栃木労働局長　坂本　忠行

第４号中「１時間799円」を「１時間809円」に改める。

**附　則**

この決定は、平成25年12月31日から効力を生ずる。

栃木労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 28 日

栃木労働局長　坂本　忠行

第４号中「１時間799円」を「１時間809円」に改める。

**附　則**

この決定は、平成25年12月31日から効力を生ずる。

群馬労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金（平成20年群馬労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 28 日

群馬労働局長　小玉　　剛

第４号中「１時間805円」を「１時間815円」に改める。

群馬労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金（平成20年群馬労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 28 日

群馬労働局長　小玉　　剛

第４号中「１時間794円」を「１時間804円」に改める。

群馬労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年群馬労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 28 日

群馬労働局長　小玉　　剛

第４号中「１時間792円」を「１時間802円」に改める。

群馬労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年群馬労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 28 日

群馬労働局長　小玉　　剛

第４号中「１時間794円」を「１時間804円」に改める。

新潟労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年新潟労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 28 日

新潟労働局長　大崎眞一郎

第４号中「１時間800円」を「１時間808円」に改める。

富山労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、富山県アルミニウム第２次製錬・精製業、アルミニウム・同合金圧延業、アルミニウム・同合金鋳物、アルミニウム・同合金ダイカスト、金属製サッシ・ドア、建築用金属製品、アルミニウム・同合金プレス製品製造業最低賃金（平成24年富山労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 28 日

富山労働局長　半田　和彦

第４号中「１時間775円」を「１時間779円」に改める。

兵庫労働局最低賃金公示第10号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県繊維工業最低賃金（平成22年兵庫労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 28 日

兵庫労働局長　前田　芳延

第４号中「１時間762円」を「１時間768円」に改める。

島根労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、島根県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年島根労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 28 日

島根労働局長　坪田　一雄

第４号中「１時間720円」を「１時間732円」に改める。

高知労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金（平成20年高知労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 28 日

高知労働局長　櫻井　恵治

第４号中「１時間741円」を「１時間745円」に改める。

**附　則**

この決定は、平成25年12月30日から効力を生ずる。